

労働条件確保対策について

労働条件確保対策については、雇い入れの際に必要な労働条件について書面（労働条件通知書）を交付することが義務付けられていること、雇い入れ後も使用者による適正な労働時間の管理、それに対する適正な賃金支払、最低賃金の履行、休憩・休日の確保、有給休暇の付与、有給休暇取得に係る不利益取扱いの禁止が義務付けられていること、また、やむを得ず労働者の解雇を行う場合の解雇手続きなど労働関係法令に基づくさまざまなトラブル防止の必要な事項について理解を求めました。